

《登録確認事項》

登録にあたり下記の事を理解しています

- ・ 私は自分自身の責任で登録申込を行います。
- ・ 私は学生ではありません。
- ・ 私は契約前に入会の案内（概要書面）の説明を受け、書面を受け取りました。
- ・ 私は登録に際し、会員登録申込書に登録年月日を含め自身で不備なく記入し、その控えを受け取りました。
- ・ 私は商品購入申込書を自身で記入し、自分がどの商品をどの方法で購入したかを理解しています。
- ・ 販売活動及びマージンの発生は、株式会社エナジックの「販売店会員登録コード」発行後であることを理解しています。
- ・ マージンについては、私が直接紹介すること、なお努力して正しく販売活動することにより得られることを理解しています。
- ・ 私の直下ライン傘下に上位販売店が紹介登録するなどして、マージンが発生する保証は無いことを理解しています。
- ・ 商品代金の支払いが滞っている時はその期間に実績があってもマージンの支払いが停止されることを理解しています。
- ・ 私は登録及び申込内容に身分を含め嘘や偽りがあった場合、賠償請求を伴う法的措置をエナジックから取られることに対して異論はありません。
- ・ 私は「契約内容を明らかにする書面」の受取日または申し込み商品の到着日のどちらか遅いほうの日より 20 日以内に**書面で解約の意思を示す**ことによってクーリング・オフできることを理解しています。
- ・ 私はエナジック販売店規約特定商取引法、及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の関連法規を理解し遵守しなければ販売店活動ができないことを理解しています。

《クーリング・オフ（契約解除）について》

- 「契約内容を明らかにする書面」を受け取った日から 20 日を経過するまでは、書面により無条件で契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。その効果は書面を発信したときから発生します。ただし、その商品の最初の引き渡しを受けた日が、書面を受領した日の後であるときは、その引き渡しを受けた日が起算日となります。
- 契約の解除が行われた場合、商品の返品に要する費用を会社の負担となります。お客様は、損害賠償、違約金の支払いを請求されることはありません。また、商品が会社に到着して確認後、速やかに支払済の商品代金を返還いたします。
- 上記のクーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認または威迫したことで困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から「クーリング・オフ妨害を解消するための書面」が交付され、その内容についての説明を受けた日から 20 日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

クーリング・オフの書面の書き方

下記見本のように、必要事項をご記入のうえ、郵送または FAX、メールにてお申し出下さい。
(簡易書留扱いが確実です)

メールアドレス : compliance-jp@enagic.co.jp

書式見本

図 (6)

<input type="checkbox"/>	1 0 4 0 0 3 1	申込日 年 月 日
株式会社 エナジック 行	東京都中央区京橋 1-1-16 越前屋ビル 7 階	ご紹介者名・電話番号 本人住所・氏名・電話番号
		商品名 右記日の申し込みを撤回し契約解除 いたします。

《個人情報保護方針》

お客様から取得した個人データは、訪問販売事業及びその他当社の事業において、次の目的に利用します。

- ①お取引いただきましたお客様との「商品の発送等の履行」「売買後の管理」「関連するアフターサービスの実施」「新商品のご案内」「各種講演会、各種説明会、セミナー等のご案内」のため。
- ②商品開発・研究に参考となるお客様のご意見・ご要望等のデータ取得のため。
- ③お客様から申出のあったご相談等を受付処理した内容を記録・整理するため。
- ④お取引いただきました商品・サービスの他に、お客様にとって有用と思われる取扱商品・サービス等のご紹介並びに当社と提携関係にある事業者が取り扱う商品・サービス等の情報をお伝えするため。
- ⑤商品などを宅配する場合、宅配業者にお客様の送付先住所、氏名、電話番号等を知らせるため。
- ⑥分割払いをご利用されるお客様の必要な情報を委託会社へ知らせるため。
- ⑦その他当社と提携関係にある事業者への情報提供のため。

当社の商品を購入する方は、当社が規定している個人情報に関する取り扱いに関しまして同意していただくことになります。

《分割払い利用による購入について》

所有権保留

商品の所有権は、買主が本契約による債務の完済まで、売主に属し、完済したときに買主に移転するものとします。

期限の利益喪失

買主は、次のいずれかの事由に該当したときは、売買に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ①支払期日に分割支払金の支払を遅延したとき。
- ②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。
- ③差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。
- ④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたときまたは自らこれらの申立てをしたとき。
- ⑤商品の質入れ、譲渡、賃貸、使用貸借その他売主の所有権を侵害する行為をしたとき。

遅延損害金

申込者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで分割支払金合計の残金全額に対し、年率 14.5% を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

債権譲渡の承諾

買主は、売主が必要と認めた場合、売主が本売買に基づく再建ならびにこれに付帯する一切の権利を第三者に担保に差入れまたは譲渡することおよび売主が譲渡した債権を再び譲り受けることを予め異議無く承諾します。

合意管轄裁判所

売主と買主との間で生じた紛糾は、双方共に早期円満に解決することに努めますが、万一訴訟となった場合は、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

本書面内容につき承諾いたします。